

総行行第16号
令和7年2月4日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の公布
について（通知）」の一部改正について

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の公布について（通知）」（平成7年11月1日付け自治行第83号自治省行政局長通知。以下「局長通知」という。）において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前にしなければならないとされていますが、一連の調達契約（特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。以下同じ。）のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、少なくとも24日前にしなければならないとされているところです。

この度、局長通知の一部を別添のとおり改正し、一連の調達契約の場合の入札公告期間の短縮措置を廃止することとしました。これは、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）において、一連の契約であることを理由として入札公告の期間を短縮することを認める規定が含まれていないためです。貴職におかれては、内容を承知の上、規定の整備に遺漏のないよう格別の御配慮をお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の中核市に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

(別紙)

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の公布について（通知）」の一部改正 新旧対照表

現行	改正後
<p>第2 一般競争入札の公告に関する事項</p> <p>1 特例政令第6条の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（<u>一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前</u>）に、都道府県（市）報によりしなければならないものとする。こと。（注7）</p> <p>2 1にかかわらず、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができるものとする。こと。</p> <p>3 再度公告入札の公告期間の短縮を可能とする旨の規定が財務規則に存する場合には、当該規定は、特定調達契約については適用しないものとする。こと。</p>	<p>第2 一般競争入札の公告に関する事項</p> <p>1 特例政令第6条の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に、都道府県（市）報によりしなければならないものとする。こと。（注7）</p> <p>2 1にかかわらず、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができるものとする。こと。</p> <p>3 再度公告入札の公告期間の短縮を可能とする旨の規定が財務規則に存する場合には、当該規定は、特定調達契約については適用しないものとする。こと。</p>